

久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）

Kurume City Master Plan for Promoting Culture and Art

[令和8年度～令和12年度]

案

2026年（令和8年）3月

久留米市

目 次

第1章 久留米市の文化	1
1 文化的環境（文化施設等）	1
2 市出身のアーティスト	2
3 文化芸術団体や市民活動	2
4 歴史遺産（文化財・伝統文化）	4
5 産業文化	5
第2章 文化芸術政策を取り巻く状況	6
1 国の動向	6
2 社会環境の変化	7
3 久留米市の文化芸術の現状と課題	8
第3章 久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）	12
1 策定の目的	12
2 計画期間	12
3 文化芸術の範囲	12
4 計画の位置づけ	14
第4章 計画の方向性	15
1 基本理念・目指すまちの姿	15
2 基本方針	16
3 計画の体系	17
第5章 基本施策・主な取組	18
1 楽しむ ～市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会の充実を図る～	18
2 育てる・支える ～文化芸術の担い手を育成・支援する～	20
3 守る・つなぐ ～久留米の文化資源を次世代へ継承・活用していく～	22
4 活かす ～文化芸術の連携・協働により、地域の活力と魅力を創出する～	24
5 基本方針における評価指標	26
第6章 計画の推進	27
1 推進体制	27
2 計画の進行管理	27

第1章 久留米市の文化

久留米市は、九州一の大河である筑後川、その流れに沿って広がる肥沃な筑後平野、東西に連なる耳納連山などの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統の中で、豊かな文化が育まれてきました。

江戸時代から栄えてきた絣などの産業文化を背景に、明治22年に市制が施行されてからは、市域の拡大とともに県南地域の中核都市として発展していくなかで、洋画、洋楽、文学などの分野で優れた芸術家らが登場し、本市には多彩な文化芸術が花開きました。

このような文化芸術の礎は、祭りなどの伝統文化、絣・瓦などの産業文化、茶道・華道などの生活文化も含め、市民による文化芸術活動が盛んな風土や、文化芸術を生かしたまちづくりの推進など、現在の市民生活や本市の文化芸術政策に脈々と受け継がれています。

1 文化的環境（文化施設等）

久留米市では戦後間もない時期から、市民が本格的な美術館と音楽ホールで様々な美術や音楽に親しむことができた、全国的に見ても稀な恵まれた文化的環境がありました。

それは昭和31年に、株式会社ブリヂストンの創業者である石橋正二郎名誉市民により、石橋文化センターが久留米市に建設寄贈されたことが大きく関係しています。同年センター内に開館した石橋美術館（平成28年に久留米市美術館へ名称変更）では、東西の名画を紹介する展覧会に市内外から多くの人々が訪れ、昭和38年に開館した石橋文化ホールは、当時音響効果に優れた「西日本一の音楽ホール」と謳われ、数多くの合唱団や吹奏楽団がこのホールを拠点とした活動の中で育まれ、丸山豊作詞・團伊玖磨作曲の合唱組曲「筑後川」などの名曲も生まれました。これらの美術館と音楽ホールを備えた石橋文化センターは、市の文化芸術振興の拠点として長きにわたり、今なお多くの市民に親しまれています。

また市内には、平成28年に「文化芸術の振興」「広域的な交流の促進」「賑わいの創出」の戦略的拠点施設として開館した久留米シティプラザのほか、田主丸複合文化施設や城島総合文化センター等の中規模ホールを備えた施設もあり、本市の様々な文化芸術活動の拠点として機能しています。

令和8年度には、石橋文化センターが開園70周年、久留米市美術館と久留米シティプラザが開館10周年の節目を迎え、これらの施設におけるより充実した事業展開が期待されています。



石橋文化センター・久留米市美術館



久留米シティプラザ

2 市出身のアーティスト

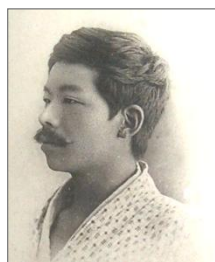
石橋正二郎名誉市民のように、本市の文化振興に大きな功績を残した先人のほかにも、本市では文化芸術の分野において、多彩な人材を輩出しています。

日本の近代洋画壇を代表する青木繁や坂本繁二郎をはじめ、吉田博、高島野十郎、古賀春江など多くの洋画家を輩出しているほか、詩人の丸山豊、彫刻家の豊福知徳、建築家の菊竹清訓、作曲家の中村八大や、芸能分野においては歌手の藤井フミヤや松田聖子など、全国的に知られる市出身者が多いことも、久留米市の大きな特色となっています。

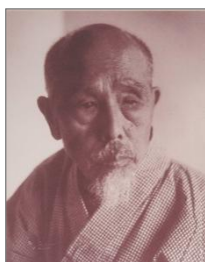
〈洋画家〉



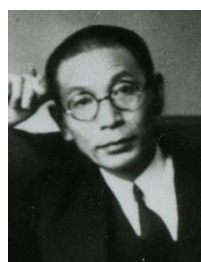
吉田 博
(1876～1950)



青木 繁
(1882～1911)



坂本 繁二郎
(1882～1969)



高島 野十郎
(1890～1975)



古賀 春江
(1895～1933)

〈詩人〉



丸山 豊
(1915～1989)

〈彫刻家〉



豊福 知徳
(1925～2019)

〈音楽家〉



中村 八大
(1931～1992)

3 文化芸術団体や市民活動

久留米市には、文化の力で戦後の焼け野原となったまちを復興させようと、詩人の丸山豊ほか多くの芸術家が集まって誕生した久留米連合文化会など歴史ある文化芸術団体のほか、様々な文化芸術のジャンルで活動する団体があります。それらの団体を中心に、市民による文化芸術活動が盛んに行われています。

特に、吹奏楽をはじめ、合唱や管弦楽など市民の音楽活動が盛んなことは久留米市の文化の大きな特徴のひとつです。また、美術や演劇、舞踊、茶道や華道などの分野においても、個人やグループでの展覧会や公演が活発に行なわれています。

また、近年は、市民団体の主催による野外での音楽フェスやライトアップコンサートなど、新たな文化芸術活動の動きも見られます。



久留米市総合美術展



市民による第九演奏会



野外音楽フェス



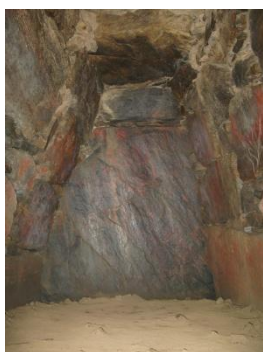
ライトアップコンサート

4 歴史遺産（文化財・伝統文化）

市内には、耳納北麓地域を中心に築造された装飾古墳群や、古代から中世の約五百年間にわたり政治・経済・軍事の中心として機能した筑後国府跡、筑後国一の宮である高良大社や、江戸時代のほとんどの期間で久留米藩の主城であった久留米城跡など、歴史を物語る数多くの史跡や寺社が残っています。また、日本三大火祭りの一つに数えられる大善寺玉垂宮の鬼夜をはじめとする神社仏閣等の伝統行事や地域の祭りなど、有形・無形を問わず、歴史的価値のある文化財があります。

そして、それらの歴史資料を保管・展示する施設として、旧久留米藩主・有馬家の宝物や古文書等を保管・展示する有馬記念館のほか、埋蔵文化財センターや文化財収蔵館、六ツ門図書館展示コーナーがあります。

そのほか現在の観光・文化芸術イベント等に関連する史実としては、毎年夏に市内外から多くの人が来場する「筑後川花火大会」は、水天宮の社殿落成を祝うために久留米藩主が奉納した花火を起源にもつことや、第一次世界大戦中に久留米俘虜収容所に収容されていたドイツ兵捕虜たちが、大正8年12月3日に久留米高等女学校において、全国で初めて市民へ向けてベートーヴェン交響曲第九番を演奏したことなどが知られています。



装飾古墳(下馬場古墳)



高良山神籠石



筑後国府跡



高良大社



梅林寺



善導寺



鬼夜



北野天満宮くんち



筑後川花火大会

5 産業文化

井上传が考案した久留米絣の伝統技術や、「からくり儀右衛門」と呼ばれ、現在の株式会社東芝の前身をつくった田中久重が残したものづくりの精神は、伝統文化の枠に止まらず、本市の基幹産業であるゴム工業や繊維産業といった現代の産業文化にもしっかりと受け継がれています。

また近年は、市内の大学生による久留米絣のファッションショーの開催など、現代に伝統文化を生かす新たな取組も広がっています。



田中 久重（右）
（1799～1881）



久重作の弓曳き童子・文字書き人形



井上传
（1788～1869）



久留米絣



大学生による久留米絣ファッションショー

第2章 文化芸術政策を取り巻く状況

1 国の動向

国においては、文化芸術基本法の改正以降、文化芸術の振興にとどまらない他分野との連携を進める文化芸術政策を積極的に推進しています。主な動向は次のとおりです。

(1) 文化芸術基本法の改正（平成 29 年 6 月）

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野の施策とも連携を図ることや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造へ活用しようとするものです。年齢、障がいの有無や経済的な状況に関わらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備等についても記載されています。

(2) 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定（令和 5～9 年度）

第1期計画を踏襲しつつ、重点取組として、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、文化資源の保存と活用の一層の促進、文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術を通じた地方創生の推進、デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進が明記されました。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年 6 月）

障害の有無に関わらず文化芸術を創造・享受できることや、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造支援の強化、地域で障害者の文化芸術活動を促進することで、障害者だけでなく住民全体が心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、地方自治体において地方の実情に即した計画の策定に努めることとされました。

(4) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定（令和 2 年 5 月）（文化観光推進法）

文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、博物館や美術館をはじめとする文化施設が観光事業者と連携し、来訪者を惹きつけるような取組みを行うこととしています。

(5) 文化財保護法一部改正（令和 3 年 4 月）

文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するための地方登録制度を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設するという、制度改正が示されました。なお本市では、令和 3 年 7 月に「久留米市文化財保存活用地域計画」を策定しています。

2 社会環境の変化

(1) 人口減少と高齢化の進行

全国的な少子高齢化が進む中、本市においても、令和6年度末の住民基本台帳人口は広域合併後初めて30万人を下回りました。今後も出生数と死亡数の差である自然動態の減少が続くと見られています。そのような中、様々な文化芸術活動の現場においては、団体の会員数の減少や活動者の高齢化などが既に目立っており、将来の文化芸術の担い手や鑑賞者の不足が懸念されています。

(2) 国際化・交流人口の拡大

交流人口の拡大がまちの賑わいや経済活性化をもたらすことから、国は豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に向けた「文化観光」を推進しています。本市においても観光資源としての文化芸術資源の磨き上げやインバウンド対応の強化など、交流人口拡大に対応するための取組が求められています。また、近年の市内の外国人人口の増加傾向から、多文化共生と相互理解への視点をもった取組がより必要となっています。

(3) 情報通信技術の発達

近年の情報通信技術の急速な発展と普及は、文化芸術分野にも大きく影響しています。人前で歌や楽器の演奏を披露する、美術作品を直接鑑賞するといった直接的鑑賞・活動による感動の実感が重視される一方で、映像作品等の制作や文化財等のアーカイブ化等にデジタル技術が用いられ、イベント情報の広報にウェブサイトやSNSが活用されています。個人活動の面でも、ウェブサイトへの作品発表や、オンラインでの演奏の動画配信など活用方法が広がっています。

(4) 文化芸術に期待される社会的役割の拡大

近年は困りごとの多様化・複雑化、災害の頻発・激甚化など、人々の暮らしの安全・安心がおびやかされるような事態も増加しています。このような先行きが不透明な時代において、文化芸術を通じて生きる喜びや誇りを感じ、多様性、包摂性、人と人とのつながりが生まれることなど、文化芸術に期待される社会的な役割は、より重要なものとなっています。

(5) SDGsの視点

平成27年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成すべき持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals（略称：SDGs）」では、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指した17の世界的目標が示されています。文化芸術の面でも、年齢、障害の有無、経済的な状況、国籍の違いなどに関わらず、誰もが身近に文化芸術に接することができる環境づくりなどの視点が求められています。



3 久留米市の文化芸術の現状と課題

(1) 第3期基本計画の取組

前基本計画（第3期久留米市文化芸術振興基本計画／令和2～7年度）では、基本理念を「市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米」と掲げ、「久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち」を「目指すまちの姿」とし、その実現に向けて4つの計画の柱を設定し、各施策の推進に取り組みました。

柱の名称	主な取組
1 市民を対象とした幅広い取組と多様な人材の育成	①文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実 ②あらゆる市民の文化芸術活動への支援 ③文化芸術に関わる人材の育成と活用
2 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造	①文化芸術団体等との連携による多様な文化芸術活動の推進 ②音楽の力を活かしたまちづくりの推進 ③文化財や伝統文化の保存・継承とその活用による郷土愛の醸成及び地域の活性化 ④様々な政策分野との連携 ⑤公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援
3 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進	①久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進 ②魅力あふれる美術館づくり ③各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開 ④各文化施設間の連携の促進
4 効果的かつ積極的な情報の収集と発信	①芸術家などに関するデータの収集・整理 ②文化芸術をより身近に感じてもらうための取組の推進 ③様々な媒体を活用した戦略的な情報の発信

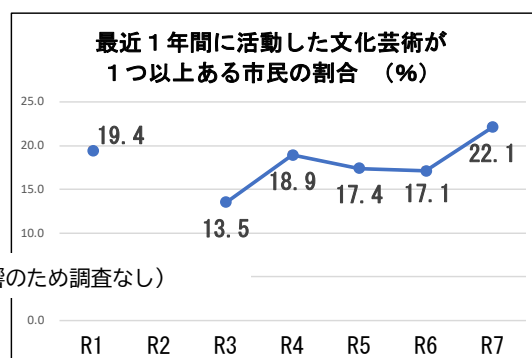
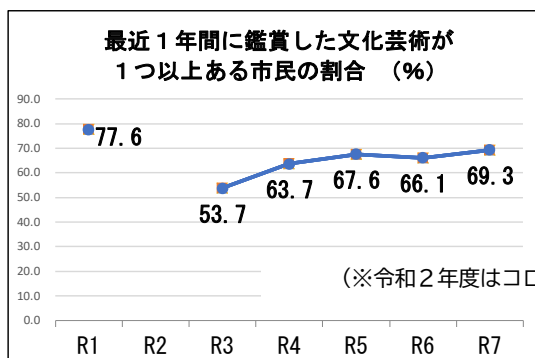
令和2～3年度は新型コロナの影響を大きく受け、事業を中止若しくは縮小しましたが、令和4年頃より、段階的に事業を再開しながら、従前の取組状況に戻ってきています。

(2) 市民アンケート調査結果

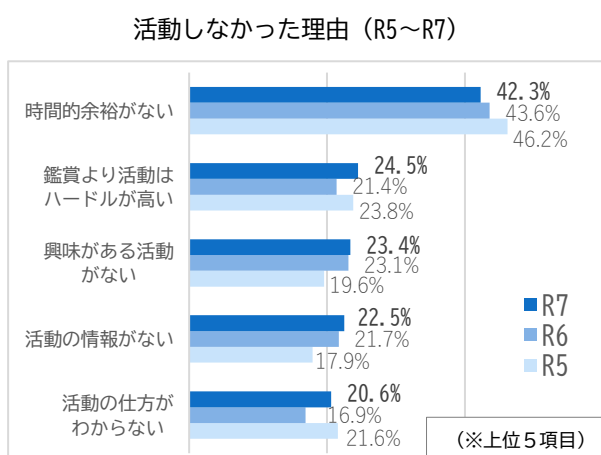
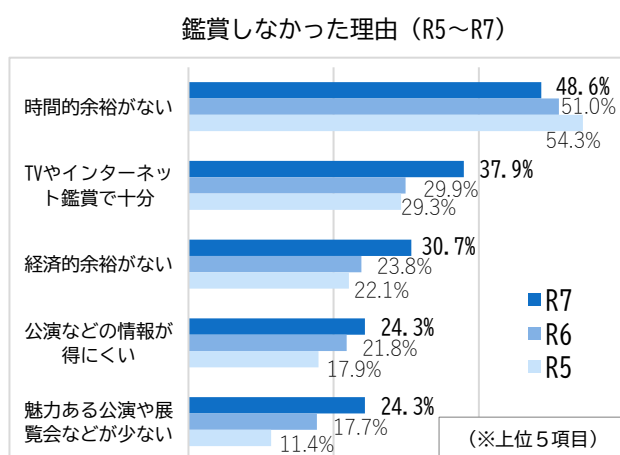
市の文化芸術施策の成果を測るため、市民アンケート調査を実施した結果は、次のようになりました。

① 市民の文化芸術の鑑賞・活動状況（市政アンケートモニター）

令和7年度では、最近1年間に文化芸術を鑑賞した市民の割合は69.3%、活動した市民の割合は22.1%と、いずれもコロナ禍の影響を大きく受けた時期からは回復傾向にあります。

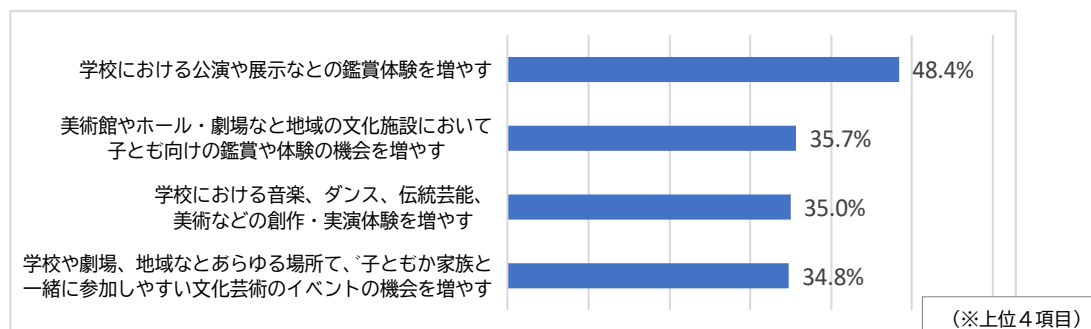


一方で、「鑑賞したことはない」「活動したことはない」と答えた人の理由は、令和7年度では鑑賞・活動ともに「時間的余裕がない」が最も多く、鑑賞については「TVやインターネット鑑賞で十分」「経済的余裕がない」と答える人も3割を超えています。



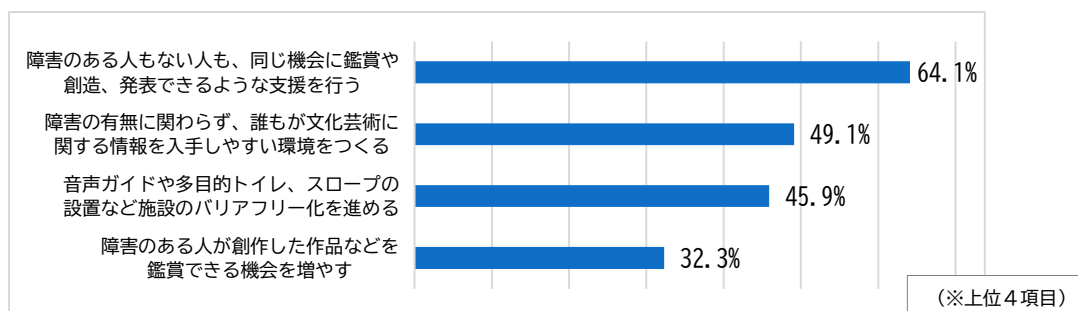
② こどもの文化芸術の鑑賞や活動体験を増やすために必要な取組（市政アンケートモニター）

令和6年度では、学校や美術館、ホール等におけるこどもの鑑賞や体験の機会や、家族と一緒に参加しやすいイベントの機会を増やすことを、3割以上の市民が必要と回答しています。



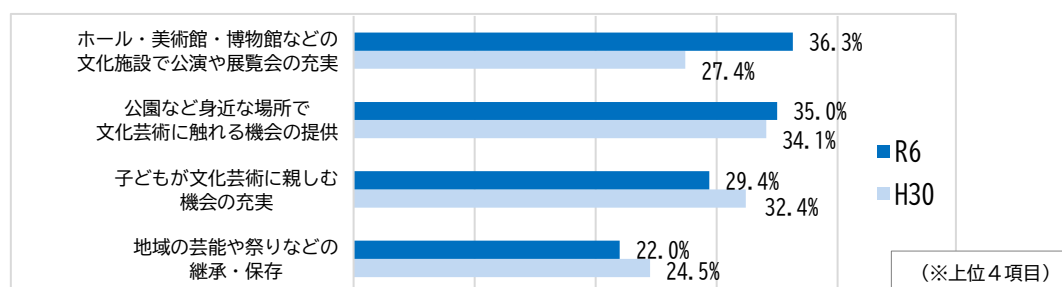
③ 障害のある人が文化芸術の鑑賞や創造、発表などを行うために必要な取組（市政アンケートモニター）

令和6年度では、「障害のある人もない人も、同じ機会に鑑賞や創造、発表できる支援」の回答が最も多く、64.4%の人が必要と回答しています。



④ 文化芸術のまちづくりで力を入れるべきこと（市民意識調査）

令和6年度では「ホール・美術館などの文化施設での公演や展覧会の充実」が36.3%と最も高く、平成30年度調査結果と比べて8.9ポイント増加しています。



これらの調査結果からは、近年のインターネット配信の普及により、SNSや動画配信を通じた新たな鑑賞や活動の形態が広がっていることや、物価高騰の影響により生活費が上昇し、文化芸術事業への参加費等を負担に感じていることなど、市民の行動や意識の変化が見えてきます。

今後は、市民の誰もが文化芸術に身近に触れ親しむ機会をさらに創出し、市民へ文化芸術の魅力を分かりやすく伝える情報発信等に取り組むことが、より必要となっています。

〈参考〉令和6年度・7年度 市民アンケート調査概要

市政アンケートモニター

- 調査対象者：市内在住の15歳以上の約600人（公募等で選任したモニター）
- 調査期間：令和6年10月8日～21日、令和7年7月10日～7月23日

市民意識調査

- 調査対象者：市内在住の15歳以上の7,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- 調査期間：令和6年6月26日～7月31日

(3) 今後の課題

前基本計画の取組と市民アンケート調査結果をふまえ、本計画の策定にあたっての課題を次のとおりまとめました。本計画においては、これらの課題に対し、これまでの成果を活かしながら継続的に取り組むとともに、新たな市民ニーズに沿った施策を展開していきます。

① 誰もが文化芸術に触れることができる機会の充実

文化芸術のジャンルが多様化し、その社会的な役割も大きくなっている中、誰もが文化芸術を身近に楽しむことができる取組や、こどもの頃から文化芸術に触れられる取組が求められています。

今後は、より関連分野との連携を深めながら、上質な公演や展覧会のほか、身近な場所で文化芸術に触れる機会の創出に努め、誰もが参加しやすい内容へ充実させていく必要があります。

② 文化芸術に関わる人材の育成と活用

コロナ禍により文化芸術団体の活動が縮小し、いまだ回復していない状況や、高齢化による団体の会員数の減少などが見られます。また、若い世代の団体への帰属意識の希薄化など、文化芸術活動に携わる個人の意識も変化しています。将来の文化芸術活動を担う人材を育成するためにも、文化芸術活動を行う団体・個人の発掘や支援の継続が求められています。

各文化施設等においては、様々な文化事業を企画実施する専門職員をはじめ、事業を支えるサポーター等の確保・育成にもさらに努めていく必要があります。

③ 久留米の文化芸術資源のさらなる活用と、効果的な情報発信

久留米シティプラザを核とした賑わいづくりや、こどもの鑑賞機会確保のための学校等との連携、石橋文化センター・久留米市美術館や市内に残る歴史遺産など、久留米の文化芸術資源を守り、都市魅力の創造へと活かしていく取組を、一層進める必要があります。

また、幅広い世代の、多様な市民（こども、障害者、高齢者、外国人等）に効果的に情報を届けるため、広報の手法を工夫検討し、市外から人を呼び込むための情報発信もより検討する必要があります。

④ 各文化施設の連携強化と適切な管理運営

令和5年7月の豪雨災害により被災したそよ風ホールの復旧を計画的に進めながら、各文化施設間の連携を強化し、市全体として文化芸術の創造と活動の推進を一層図っていく必要があります。

また、施設の老朽化や将来の大規模改修への対応など、適切な管理運営の手法の検討が必要です。

第3章 久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）

1 策定の目的

久留米市では、市民の誰もが文化芸術に親しみ、自らの意思で積極的に文化芸術活動を行い、個性豊かな久留米らしい文化芸術の創造に取り組むまちづくりに寄与することを目的として平成18年に「久留米市文化芸術振興条例」を制定し、さらに、その条例に基づく「久留米市文化芸術振興基本計画」を平成19年から3期にわたり策定し、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、久留米市の将来を見通した長期的な都市づくりの視点として、平成13年度に「久留米市新総合計画」（基本構想：平成13年度～令和7年度、第4次基本計画：令和2～7年度）が策定され、その基本理念である「水と緑の人間都市」の実現に向け、文化芸術による活性化が推進されてきました。

この「久留米市新総合計画」の計画期間が令和7年度で終了することにもない、新たに「久留米未来デザイン計画2035」（基本構想：令和8年度～令和17年度、前期基本計画：令和8年度～令和12年度）が策定され、目指すべき新たな都市の将来像を「優しさ 豊かさ 輝き あふれるまち」と掲げ、本市の個性である文化を将来にわたって継承するとともに、多様性や柔軟性にも価値を求め、さらなるまちの魅力創出へと活かすことが盛り込まれました。

このように本市の文化芸術政策を取り巻く環境が大きく変化していることをふまえ、令和8年度以降の文化芸術振興の新たな指針として、「久留米市文化芸術振興基本計画（第4期）」を策定します。

2 計画期間

本計画は市の総合計画「久留米未来デザイン計画2035」との連動性や整合性を確保するため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。なお社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3 文化芸術の範囲

本計画における「文化芸術」は、久留米市文化芸術振興条例に定める「芸術文化に限らず、地域の伝統や生活に根差した文化などを含む幅広いもの」とします。具体的には、久留米の豊かな自然や風土を土壌として育まれた、芸術文化、伝統文化、生活文化を主な範囲とし、その全体イメージは、様々な文化が実り伸びゆく、大きな木のようなものとなります。

また、文化芸術基本法で例示される文化芸術の範囲を参考としつつ、本市の地域特性や社会変化などを考慮し、今後も柔軟に捉えていくものとしします。

※本計画で扱う「文化芸術」の全体イメージ＝様々な文化が実り伸びゆく、大きな木



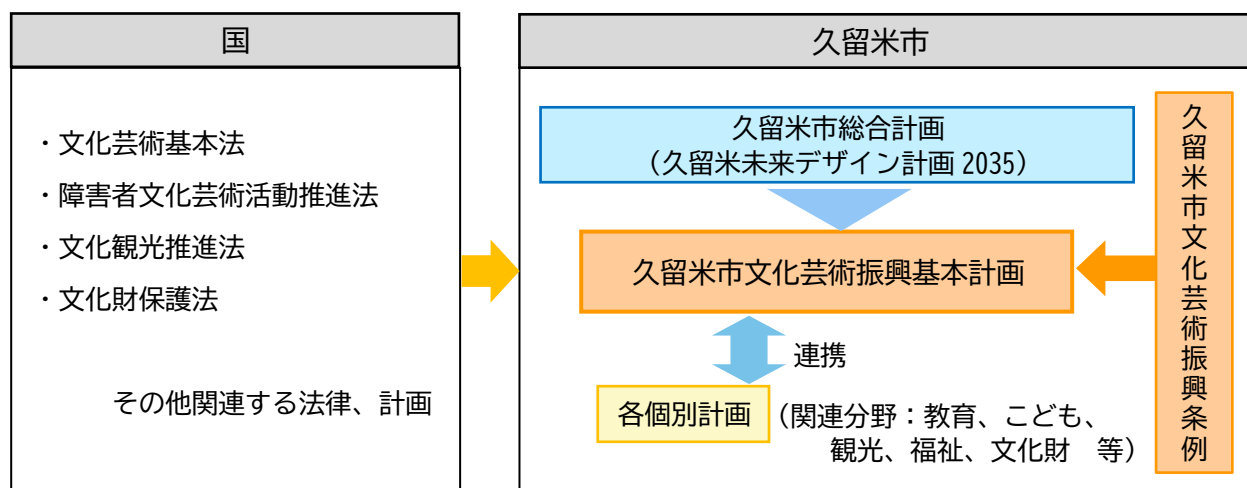
※（参考）文化芸術基本法（平成 29 年 6 月改正）においては、国が文化芸術の振興のために施策を講じる範囲が、次のように分野別に例示されています。

分 野	対 象
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等の普及
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域文化	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

4 計画の位置づけ

本計画は、久留米市のまちづくりの総合的な方針を示す「久留米市総合計画（久留米未来デザイン計画 2035）」の分野別計画とし、本市の文化芸術の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置づけます。また、市の観光やまちづくり、福祉、教育、こども等関連する個別計画との連携を図ります。

さらに、国の関連法の上では、「文化芸術基本法」および「文化芸術推進基本計画」に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として策定するとともに、本計画より新たに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」および「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づく、地方公共団体の「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」も兼ねるものとして位置づけます。



第4章 計画の方向性

1 基本理念・目指すまちの姿

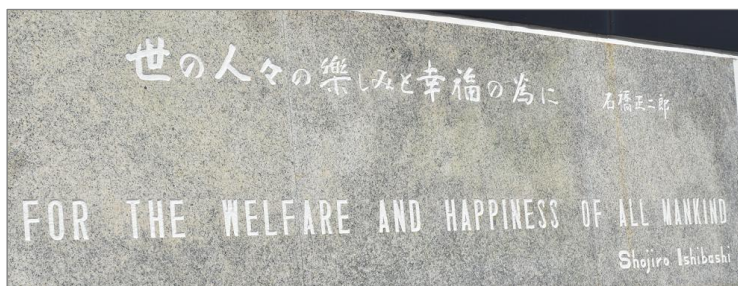
本計画の基本理念は、久留米市文化芸術振興条例の考え方と前基本計画の基本理念を引き継ぎ、コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つ力をより発揮できるような、市民が主役の楽しいまちづくりの計画とします。

〈基本理念〉

市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

この基本理念は、昭和31年に石橋文化センターを久留米市へ建設寄贈し、本市の文化芸術振興の礎を築いた石橋正二郎名誉市民の言葉に由来します。石橋文化センターの正門石壁には、「世の人々の^{しあわせ}楽しみと幸福の為に FOR THE WELFARE AND HAPPINESS OF ALL MANKIND」と、正二郎氏の寄贈理念が刻まれています。

この、故郷久留米市を「楽しい文化都市にしたい」と強く願った氏の崇高な理念を引き継ぎ、未来へ向かって、市民を中心とした文化芸術の裾野が広がり、創造性が高まっていくようことを希求して本計画の基本理念とします。



石橋文化センターの正門石壁



石橋 正二郎（1889-1976）

また、基本理念の具現化に向けて本計画を推進していくにあたり、今後5年間で目指すまちの姿を次のように定め、様々な施策に取り組んでいきます。

〈5年後に目指すまちの姿〉

誰もが暮らしの中で文化芸術に触れ、
喜びや楽しみを感じられるまち

2 基本方針

本計画の推進にあたって、前基本計画の4つの柱の要素を引き継ぐ、新たな4つの基本方針を設定します。また、前基本計画の施策を継承・発展し、教育やこども、観光、福祉、観光、産業など幅広い分野とのつながりを意識しながら、必要な施策に取り組みます。

基本方針1 文化芸術を **楽しむ**

～市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会の充実を図る～

基本方針2 文化芸術を **育てる・支える**

～文化芸術の担い手を育成・支援する～

基本方針3 文化芸術を **守る・つなぐ**

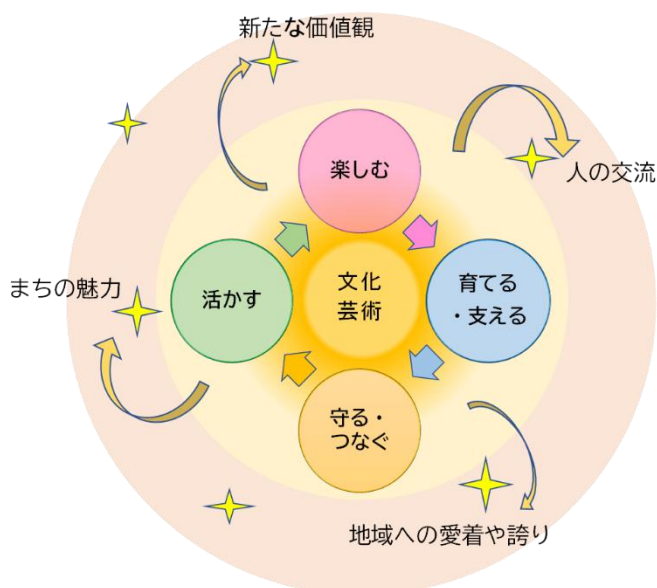
～久留米の文化資源を次世代へ継承・活用していく～

基本方針4 文化芸術を **活かす**

～文化芸術の連携・協働により、地域の活力と魅力を創出する～

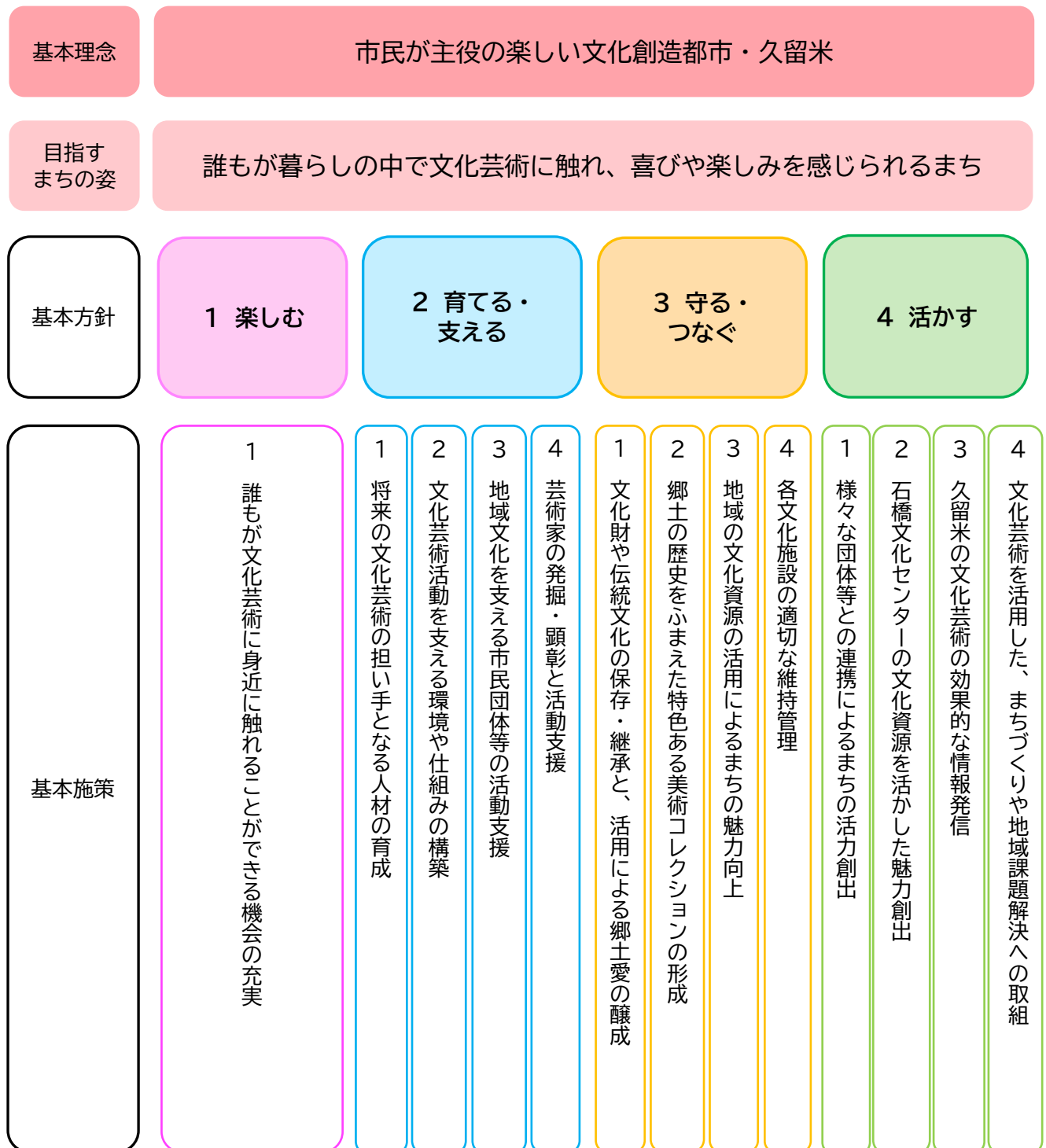
なお、4つの基本方針は、各基本方針が直線で結ばれるだけではなく、多方向に循環しながら深化していく関係にあります。その関連性をイメージ図にすると、次のようになります。

- ① 「楽しむ」ことが、文化芸術への関心を高める原点にあります。
- ② それを基に「育てる・支える」ことで、次世代や担い手の成長を促します。
- ③ 育てられた文化芸術は「守る・つなぐ」ことで持続性を持ち、地域や歴史へとつながっていきます。
- ④ さらに教育や福祉・地域振興などの分野に波及し「活かす」形で社会に還元されていきます。
- ⑤ それぞれの方針に基づく施策を展開することで、核となる市の文化芸術が豊かに広がり、好循環を形成します。



3 計画の体系

本計画は、基本理念と目指すまちの姿を掲げた、4つの基本方針と13の基本施策で構成します。



第5章 基本施策・主な取組

1 楽しむ ～市民一人ひとりが文化芸術に触れる機会の充実を図る～

基本施策1：誰もが文化芸術に身近に触れることができる機会の充実

久留米シティプラザや石橋文化ホール、その他施設のホール等を活用し、市民に上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会をつくるほか、久留米市美術館では多彩な美術に触れる展覧会を開催します。

また、市民が自ら活動し発表する場を提供するなど、市民の様々な文化芸術活動を促進します。

特に、障害のある人については、国の「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画」に基づく「鑑賞・創造の機会の拡大」「作品等の発表の場の確保」を実現するための取組を進めながら、年齢や障害の有無、経済的状況などにかかわらず、市民の誰もが文化芸術を楽しむことができるような文化芸術の環境を創出していきます。

さらに、文化施設以外の場所でも、本市に根付いた音楽や美術、演劇、茶道・華道、謡曲などの多様な文化芸術に、市民の誰もが気軽に触れられるような取組を進めます。

施策の展開	主な取組
(1) 各ホールで多彩な鑑賞事業を実施する	市内の各ホール（シティプラザ、石橋文化ホール、そよ風ホール、インガットホールなど）の特性を活かし、自主事業や誘致事業の企画によりラインナップの充実を図りながら、多彩なジャンル・内容の鑑賞事業を実施していきます。
(2) 上質で多彩な美術に触れる	美術館本館において魅力ある展覧会や美術に親しむ美術講座、ワークショップ等を実施していきます。 令和7年度に石橋財団の寄贈によりリニューアルされた石橋正二郎記念館については、美術館本館とも連携し、子どもから大人まで幅広い市民へ正二郎氏の功績を伝えていきます。
(3) 市民の文化芸術発表の場をつくる	様々な文化芸術活動を行う市民の意欲の向上や、人の交流の創出を図るため、文化芸術活動の発表の場の提供や支援を行います。 また、そうした発表の場が、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術を通じて自らを表現し、社会とつながることができる場となるよう配慮していきます。

(4) 文化芸術に触れる機 会の少ない市民が、鑑賞・ 活動しやすくする	障害のある人や高齢者、外国人、乳幼児とその保護者などが、文化施設やイベントに出向き、参加しやすくなるよう、施設のバリアフリー化（スロープ設置、車椅子やベビーカーが通りやすい通路の確保等）や、音声読み上げ・字幕対応などの鑑賞サポート、参加しやすい料金設定等の環境整備を進めます。
(5) 多様な文化芸術を身 近な場所で楽しむ	音楽や美術、演劇、茶道や華道の生活文化、謡曲などの伝統文化など、久留米の多様な文化芸術を、ホール以外の場所でも身近に親しめる機会を増やします。 市民の誰もが気軽に参加できるイベント等の開催により、文化芸術への関心の裾野を広げていきます。

2 育てる・支える ～文化芸術の担い手を育成・支援する～

基本施策1：将来の文化芸術の担い手となる人材の育成

文化芸術を担うのは「ひと」です。特に、次代を担うこどもたちの豊かな感性や創造性を育むことは重要であるため、こどもたちが文化芸術を鑑賞・体験するための取組を充実させます。また、音楽や美術などの文化芸術活動を自ら始め、スキルアップしようとする若者を応援します。

施策の展開	主な取組
(1) こどもたちの文化芸術鑑賞・体験を充実させる	芸術家が学校へ出向き、こどもたちに文化芸術体験授業を行う学校への芸術家等派遣事業や、中学生の美術鑑賞事業、地域の歴史について学ぶ出前講座、各ホール・施設でのこども向け事業など、こどもを対象とした様々な文化芸術の事業を積極的に実施します。 また、社会的な課題となっている文化系部活動の地域展開について検討を進めます。
(2) 若者の文化芸術活動を応援する	美術分野の人材育成を目的とした高校生対象の美術公募展や、楽器演奏や歌唱技術等を学ぶワークショップを実施するほか、文化芸術活動への関心を高めるための機会や場づくりなど、様々な文化芸術活動に取り組もうとする若者を応援します。

基本施策2：文化芸術活動を支える環境や仕組みの構築

芸術文化を創造し提供する芸術家だけではなく、芸術家と学校等をつなぐコーディネーターや、文化施設等の専門職員、運営サポーターなど、文化芸術活動を支える多様な人材の育成に取り組めます。また、文化芸術活動の基盤を寄付等で応援する機運の醸成を図ります。

施策の展開	主な取組
(1) 芸術家と学校・地域等をむすぶ人材を育成する	文化芸術コーディネーター養成講座を実施し、学校等で活動するコーディネーターの継続的な人材確保とスキルアップを図ります。また学校以外の地域等でも、様々な場面で文化関係者等と連携し、事業を調整していくような人材の育成を検討していきます。

（２）文化芸術活動の基盤を寄付等で応援する	美術館で活用する美術作品の購入をはじめ、各文化施設で実施される様々な文化事業や施設の維持管理には、市民や企業等からの寄付・協賛が貴重な財源となっています。市民のための文化施設を皆で支える気運を醸成するため、寄付や協賛、応援プロジェクトへの協力を呼びかけていきます。
（３）文化施設を担う専門人材を育成する	各文化施設の運営や事業の企画実施にあたる専門職員を確保し、その技能向上のための研修等を実施し、育成します。また、専門職員だけでなく、事業に参加する市民ボランティアやサポーターなど、文化芸術を支える人材の育成と活用を図ります。

基本施策３：地域文化を支える市民や文化芸術団体等の活動支援

多様な文化芸術分野で行われる、市民や文化芸術団体による積極的な活動は、久留米市の特徴であり大切な地域資源です。これら市民や文化芸術団体との協働に加え、様々な面から活動を支援することにより、本市の文化芸術の裾野を広げ、活性化していきます。

施策の展開	主な取組
（１）市民による様々な文化芸術活動を支援する	市の様々な広報媒体を活用した広報支援や、国等の補助制度の案内、その他事業を円滑に進めるための相談対応などを通して、市民の文化芸術活動を支援していきます。また、財政面の支援については、効果的な補助制度の再構築を検討します。

基本施策４：芸術家の発掘・顕彰と活動支援

文化芸術分野において、久留米市出身者の名が全国的に知られ、活躍している姿は、後進の励みや目標となり、市の文化芸術の活性化や市民の誇りへとつながります。そうした優れた芸術家を本市から輩出するため、豊かな芸術的才能をもつ個人や団体を発掘・顕彰するとともに、その市内での活動を支援します。

施策の展開	主な取組
（１）久留米の芸術家を発掘・表彰し、活動を応援する	文化芸術分野において将来を嘱望される芸術家を表彰し、市の事業での協働した取組や活動の場の提供等により知名度を広めていくことで、優れた芸術家を育成・支援します。

3 守る・つなぐ ～久留米の文化資源を次世代へ継承・活用していく～

基本施策1：文化財や伝統文化の保存・継承と、活用による郷土愛の醸成

久留米市の価値ある文化財や伝統文化を次世代に保存・継承します。また、市民が郷土に愛着や誇りを持てるよう、それらを市民に広く紹介し、積極的な活用により地域の活性化に寄与します。

施策の展開	主な取組
(1) 市内に残る歴史遺産を適切に保存し、次代につなぐ	高良山や柳坂曾根の櫓並木、大善寺玉垂宮の鬼夜など、市内にある歴史遺産の調査・保存を進めます。 また、市民が取り組む歴史遺産の保存・継承のための活動を支援します。
(2) 歴史資料を活用し、郷土の歴史への関心を高める	市民が郷土に愛着や誇りを持てるよう、有馬記念館での久留米藩ゆかりの資料を紹介する企画展示や、六ツ門図書館展示コーナーや埋蔵文化財センター、文化財収蔵館を活用したテーマ企画展示など、価値ある歴史資料を広く紹介していきます。
(3) 歴史遺産の魅力を地域等と共に磨き上げ、発信する	市内の歴史遺産の磨き上げによる「筑後川遺産登録制度」を活用して、市民が地域の歴史遺産を守り伝える主体として活動するための支援や、機運の醸成を図ります。また、筑後川遺産に関連するテーマの特別展やイベント等を積極的に実施することで、市の歴史遺産の魅力を広く発信し、地域の活性化につなげます。

※「筑後川遺産登録制度」について

令和3年度に市が設けた、筑後川の恩恵に育まれた歴史・文化を背景に持つ歴史遺産（文化財）を、地域と行政が共に保存・活用していくための登録制度。国や自治体による文化財の指定・登録の有無に関わらず、地域で大切にされてきた歴史遺産の様々なストーリーを「筑後川遺産」として登録し、市民一人ひとりの身近な文化財の価値を見出し、未来へ伝承していくことを目的とします。

基本施策2：郷土の歴史をふまえた特色ある美術コレクションの形成

久留米市美術館においては、郷土ゆかりの美術コレクションを展示等で広く活用していくとともに、貴重な美術作品・資料を次世代へつなげるため、保存や調査研究といった美術館本来の役割をしっかりと果たしていきます。

施策の展開	主な取組
(１) 久留米ゆかりの画家を核とした郷土ゆかりの美術品の収集・保存・調査研究を進める	近代以降、優れた洋画家たちを輩出していった久留米市の歴史をふまえ、久留米ゆかりの作家を核とし、九州全域に目を向けた九州洋画の体系的コレクションの収集を進めていきます。

基本施策３：地域の文化資源の活用によるまちの魅力向上

青木繁が類稀な芸術の才能を育んだふるさとの家・青木繁旧居と、市内に唯一残る武家屋敷であり、久留米市指定有形文化財となっている坂本繁二郎生家は、久留米が誇る二人の画家が暮らした当時の面影をしのぶ、貴重な場所となっています。

これらの地域の文化資源を、観光や美術分野の事業と連携した活用により、まちの魅力向上へつなげていきます。

施策の展開	主な取組
(１) 久留米出身の画家の家を保存・活用し、まちの魅力へつなげる	市内に残る青木繁旧居と坂本繁二郎生家を、観光イベントや美術館の展覧会等と連携した事業の実施や広報で活用することにより、まちの魅力向上を図っていきます。

基本施策４：各文化施設の適切な維持管理

市内には、久留米シティプラザや久留米市美術館の他にも、石橋文化ホール、石橋文化会館（小ホール）、田主丸複合文化施設（そよ風ホール）、城島総合文化センター（インガットホール）などの様々な文化施設があります。いずれも市民の文化芸術活動の拠点施設として、適切に維持管理していく必要があります。

施策の展開	主な取組
(１) 文化芸術活動の拠点である各文化施設を適切に維持管理していく	市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設について、適切な維持管理に努めるとともに、計画的な施設の老朽化対策に取り組みます。 また、石橋文化ホールの中長期的な機能確保に向けて計画的な維持管理を行うとともに、水害の被害に遭ったそよ風ホールの復旧を進めます。

4 活かす ～文化芸術の連携・協働により、地域の活力と魅力を創出する～

基本施策1：様々な団体等との連携によるまちの活力創出

市内にある多くの文化芸術資源を活かし、他の政策分野と連携した取組等により生みだされた様々な価値を文化芸術の発展へつなげ、まちの新たな魅力を創り、高めていきます。

特に観光との連携においては、久留米シティプラザと久留米市美術館を「久留米の文化芸術」の発信拠点の一つと位置づけ、市内外から人を呼び込むためのコンテンツの充実に取り組みます。

施策の展開	主な取組
(1) 地域や市民と連携した賑わいの創出	久留米シティプラザを中心として、周辺の商店街等と連携し、あらゆる市民に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、中心市街地に賑わいを創出していきます。
(2) 美術館やシティプラザへ市外から人を呼び込む	観光分野と連携して、市の文化芸術資源・イベントを観光コンテンツとして位置づけ、観光プロモーションと一体化したPRにより、市外からの集客を強化していきます。 また、「久留米広域連携中枢都市圏ビジョン」と連携し、シティプラザや久留米市美術館へ来館を促進する取組を継続していきます。

※「久留米広域連携中枢都市圏ビジョン」について

平成28年2月に久留米市を中心に大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町が連携協約を結び策定されたもので、「住み続けたい、暮らしてみたい、訪れてみたい魅力ある圏域の創造」を将来像に掲げ、人口減少を抑制し持続可能な地域を目指しています。自治体のほか多様な関係者が参加し、地域全体で連携して、医療、産業、交通、観光など様々な分野での取組を進めています。

基本施策2：石橋文化センターの文化資源を活かした魅力創出

石橋文化センターは、石橋正二郎氏の崇高な理念にルーツを持つ公益財団法人久留米文化振興会によって管理運営されており、久留米文化振興会は、本市と共に文化芸術政策を推進していく重要な存在です。同団体の組織強化への支援を行いながら、石橋文化センターの魅力創出のための取組を強化していきます。

施策の展開	主な取組
(1) 石橋文化センターの地域資源としての魅力を向上させる	四季折々の美しい庭園づくりとともに、石橋文化センター全体を一つのミュージアムと捉え、季節ごとのイベントやアートプロジェクトなど、美術館や図書館と連携した園内イベント等を実施します。 また、さらなる園内の魅力向上や利便性向上のため、園内のバリアフリー化を進めるほか、夜間ライトアップの充実など観光と連携した魅力創出・情報発信等の強化を図ります。

基本施策3：久留米の文化芸術の効果的な情報発信

市民の誰もが文化施設を利用しやすい環境づくりを図りながら、久留米の文化芸術を広く発信していきます。

施策の展開	主な取組
(1) 各文化施設等において、久留米の文化芸術の魅力を発信する	各文化施設において、SNSをはじめとした様々な媒体による情報発信や、マスコミ等への働きかけによる広報活動に積極的に取り組むとともに、施設利用者への調査等を通して、さらなるサービスの向上や施設利用の促進へとつなげます。 さらに、インターネットを活用した施設予約システムの導入やチケット販売、多言語対応、情報が届きにくい人への効果的な発信の検討など、障害のある人や高齢者、外国人など誰もが文化芸術に関する情報を入手しやすい環境の整備を進めます。

基本施策4：文化芸術を活用した、まちづくりや地域課題解決への取組

文化芸術は、鑑賞や創作活動を通じて、一人ひとりが楽しみや喜び、生きがいを感じる事ができる大切なものです。近年では、こうした文化芸術の力を活かし、地域が抱えるさまざまな課題を乗り越えようとする取組への期待が高まっています。文化芸術を通じた相互理解やつながりを深めるための共生の取組等を積極的に実施していきます。

施策の展開	主な取組
(1) 文化芸術を通して、人と人との繋がりやまちの活力を創出する	少子高齢化・核家族化による地域コミュニティの希薄化や高齢者の孤立、在住外国人の増加にともなう多文化共生への理解、経済的背景によるこどもの文化芸術鑑賞・活動体験の格差等の地域課題の解決に向けて文化芸術を活用する取組を、福祉や生涯学習・観光など他分野と連携し、実施していきます。

5 基本方針における評価指標

計画に掲げる施策の進捗状況を図る指標として、計画全体の進捗を評価する「全体指標」と、各方針の取組状況の参考とするための「参考指標」を設定します。

（１）全体指標（久留米市総合計画の文化芸術関連の指標と共通）

- ① 心豊かに暮らしていると思う市民の割合（目指す成果）
- ② 文化芸術に触れた市民の割合（施策指標）

（２）参考指標（基本方針ごとに設定）

- ① 基本方針１ 楽しむ
 - ・ 文化施設の利用者数（久留米シティプラザ、久留米市美術館）
- ② 基本方針２ 育てる・支える
 - ・ 学校への芸術家等派遣、出前講座の実施件数
- ③ 基本方針３ 守る・つなぐ
 - ・ 歴史遺産に触れた市民の割合
- ④ 基本方針４ 活かす
 - ・ 社会的課題の解決のための文化芸術事業の実施数
 - ・ 石橋文化センターの来園者数

第6章 計画の推進

1 推進体制

次に挙げるそれぞれの主体が、期待される役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことで、久留米市全体の文化芸術活動の推進を図っていきます。

(1) 市民や文化芸術団体

市民や文化芸術団体は、文化芸術活動の推進の主役であり、文化芸術を享受するとともに、創造する主体でもあります。したがって、市民や文化芸術団体みずからが文化芸術への関心を高め、鑑賞や活動を積極的に広げていく役割を果たすことが期待されます。

(2) 行政

行政は、音楽・美術・演劇の鑑賞など、市民が文化芸術に親しむ機会を積極的に創出するとともに、市民や文化芸術団体の文化芸術活動に対して、活動場所の提供や情報発信を行うなど、様々な形で支援します。

また、人材の発掘・育成など、文化芸術活動の推進に必要な施策に積極的に取り組んでいくとともに、国などの他機関との連携を図り、地域の中核都市として広域的な視点も意識しながら、施策を進めていきます。

(3) 公益財団法人久留米文化振興会

同団体は、長年にわたって培ってきた文化芸術の振興に関するノウハウやネットワークを活かしつつ、行政と連携して多様な文化芸術事業を積極的に展開してきました。今後さらに、組織としての機能の強化とスキルアップを図り、市の文化芸術政策を推進するうえで中心的な役割を果たすことが期待されます。

(4) 久留米市文化芸術振興審議会

久留米市文化芸術振興審議会は、条例により本市が設置した審議機関として、基本計画の策定や文化芸術活動の推進についての提言を行うとともに、計画の進捗状況を確認しながら、必要に応じてサポートする役割を担います。

2 計画の進行管理

評価指標に基づき、本計画の取組の進捗状況について点検・評価し、その結果について、久留米市文化芸術振興審議会等のご意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく PDCA サイクルによる実効的な計画推進を図ります。